

イ 自然環境保全地域等による自然環境の重要地区の保全

(ア) 自然環境保全地域等の保全

自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為の規制等を行うとともに、指定地域を適切に保全していくため、巡視歩道、保護柵、標識、解説板等を整備しています。

また、自然環境の保全に関する普及啓発、指導及び監視のため自然保護指導員を配置しています。

(イ) 自然環境調査

優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域等として指定する場合に必要な基礎資料を得るための学術調査又は、自然環境保全地域等に指定された地域で、指定候補地選定のための基礎調査以来おおむね10年を経過している地域について、その間の動植物、地形等の変遷を明らかにするとともに前回行われた調査を補足し、将来良好な状態で保全するための変遷調査を実施しています。

24年度は梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域の2分の1の区域について変遷調査を実施しました。

(2) 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

ア 自然公園の施設整備

自然公園の施設は、自然公園の持つ恵まれた風致景観を保護するとともに、利用の促進を図り、多くの人々が豊かな自然にふれあえる野外活動の場として、公園計画に基づき整備するものです。大房岬及び白子等の集団施設地区や犬吠埼園地及び飯岡刑部岬展望館などの単独施設が整備されています。

また、自然公園の自然等についてわかりやすく展示し解説したビジターセンターを設置しています。

これらの自然公園の施設の多くは、老朽化してきているため再整備を進めており、24年度は遊歩道や浮棧橋の改修などを実施しました。

図表 2-2-3 改修した浮棧橋



図表 2-2-4 24年度の主な実施事業

公園名	施設名	実施内容	事業費(百万円)
南房総国定公園	勝浦海中公園施設	落石防護網改修ほか	4. 0
水郷筑波国定公園	犬吠埼海岸線	遊歩道トンネルの改修	21. 2
県立九十九里自然公園	白子集団施設	浮棧橋の改修	8. 2

イ 自然歩道

余暇時間の増大や高齢化社会の到来など、余暇情勢が変化し、人々の志向が物質的な豊かさから心の豊かさや生活の潤いへと変化する中で、豊かな自然とのふれあいを求める自然志向が高まっています。

自然歩道は、このような県民のニーズに応えるため、自らの足で豊かな自然・歴史・文化に触れ、郷土を再認識し、自然保護への理解を深め、健全な心身の育成を図ることを目的に整備を進めています。

香取市を起点に安房郡鋸南町に至る延長約300kmが、昭和63年から「首都圏自然歩道千葉県コース」として整備され、多くの人に利用されています。

また、この首都圏自然歩道に接続して、養老川沿いに大多喜町の麻綿原から市原市の新養老橋に至る「養老川自然歩道」も整備されています。(図表2-2-6)。

現在、首都圏自然歩道については、整備されてからかなりの年数が経過し老朽化してきていることから、防護柵や標識等の再整備を進めています。

図表 2-2-5 再整備した標識



ウ いすみ環境と文化のさと

「いすみ環境と文化のさと」は、身近にふれあうことのできる昆虫や小動物の生息する豊かな環境を保全しつつ、自然や郷土の文化にふれあう体験学習の場として整備されました。

ネイチャーセンター、昆虫広場、生態園など

があるセンター地区とホテルの里やトンボの沼などの7か所のスポット地区がいすみ市内に点在しています。

これらのスポット等を活用して年間30回余の自然と親しむ行事が実施されています。

エ その他の取組

24年度は各自然公園、首都圏自然歩道の利用者数に関する情報収集を行いました。

また、九十九里浜地域への車両等の乗入れ規制の周知を図るため、車止めや規制看板等の設置、テレビ・ラジオ・リーフレット等による普及啓発を関係市町村等との連携のもと実施しました。

さらに、地域における自然観察活動を支援するため、自然観察指導員講習会を開催しました。

図表 2-2-6 自然歩道概要図



(3) 史跡名勝天然記念物の保護対策

ア 史跡名勝天然記念物の指定

「文化財保護法」に規定する文化財のうち史跡、名勝及び天然記念物を総称して記念物と言い、国はわが国を代表する価値を有する文化財を、県及び市町村はそれぞれの地域を代表する価値を有する文化財を指定し、保護を図っています。(図表2-2-7)

①史跡：貝塚、古墳、集落跡、城跡、社寺跡等で歴史の正しい理解に欠くことができないもの

②名勝：庭園、島嶼等で風致景観に優れ、あるいは芸術的、学術的価値の高いもの

③天然記念物：特有の動物及びその生息地、名木、巨樹、自然林、海浜植物群落、湖沼等の水草類、岩石・化石の産地、地層、洞穴等で学術上貴重で自然を記念するもの

記念物はその土地に関わる価値を以て指定する文化財であり、自然環境とも密接な関連を有しています。指定された文化財は原則として指定時の現状を保存することを前提とし、厳格に保護が図られることから、環境行政の一環であるとも考えられます。

図表 2-2-7 本県における記念物指定状況

(25年3月末現在)

	国	県	市町村	合計
史 跡	27	81	359	467
名 勝	1	5	7	13
天然記念物	16	52	181	249
合 計	44	138	547	729

イ 史跡の公有化と整備

「史跡は、高い歴史的価値を有する土地を指定している文化財ですが、歴史的環境が保全されている史跡の多くは同時に良好な自然環境を維持しています。

本県では、史跡を良好な形で保護するため可能な限り公有化を図り、環境を維持し広く活

用を図る目的で史跡公園等としての整備を促進しています。(図表2-2-8)

なお、この事業は市町村等が実施する事業の経費の一部を県として助成するものです。

図表 2-2-8 24 年度実施事業

－史跡の公有化－

市町村名	指定区分	史跡名	事業内容
市川市	国	曾谷貝塚	先行取得償還
市川市	国	下総国分寺跡	先行取得償還
酒々井町	国	本佐倉城跡	先行取得償還
佐倉市	国	本佐倉城跡	先行取得償還
鎌ヶ谷市	国	下総小金中野牧跡	先行取得償還
栄町	国	龍角寺古墳群・岩屋古墳	直接買上げ
旭市	国	大原幽学遺跡	直接買上げ

－史跡の整備－

市町村名	指定区分	史跡名	事業内容
香取市	国	伊能忠敬旧宅	保存整備
酒々井町	国	本佐倉城跡	保存整備
長柄町	国	長柄横穴群	保存整備

ウ 名勝の整備

名勝は文化史的な背景を持つ風景や庭園などで、その存在は自然環境に支えられています。

したがって、その保護はそのまま自然環境の保護につながるものです。

保護対策としては、市町村等が行う保存整備事業があります。

エ 天然記念物

天然記念物は自然そのものでもあり、名勝と同じくその保護は自然の保護でもあります。

動物の生息条件は植物以上に周辺の環境に左右され、自然環境の変化を如実に反映します。

また、植物の指定は植物生態学上の視点による自然林、社叢等の指定が主流となっています。(図表2-2-9)

図表 2-2-9 国・県天然記念物の指定状況及び分類

(25年3月末現在)

区分	分類	国	県	合計
動物	種	3	0	3
	生息地・発生地	3	2	5
植物	単 木	4	17	21
	群落地・自生地	3	4	7
	自然林・社叢等	1	18	19
地質・鉱物	岩石・鉱物・化石の産出状況	2	6	8
	洞 穴	0	2	2
	地殻変動による地形	0	1	1
	化石の標本	0	2	2
合 計		16	52	68

保護対策としては、保護増殖等事業があり、この事業を市町村等が実施する場合には事業の経費の一部を県として助成するものです。

(4) その他の自然環境保全対策

ア 自然環境保全協定

(ア) 協定の概要

ゴルフ場等の開発行為をしようとする事業者と「千葉県自然環境保全条例」第25条の規定により、自然環境の保全を図ることを目的に協定を締結しています。

(イ) 協定の締結状況

25年3月末における締結中の協定の総数は165件、協定面積合計12,180.7ha、緑地保全面積6,241.0haとなっています。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項 目 名	基準年度	現況	目 標
自然公園の指定	10 地域 28,537ha (18 年度)	10 地域 28,537ha (24 年度)	10 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然環境保全地域の指定	28 地域 1,956ha (18 年度)	28 地域 1,956ha (24 年度)	28 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然公園ビジターセンター等利用者数	11 万 1 千人 (18 年度)	8 万 7 千人 (24 年度)	12 万人 (22 年度以降毎年度)

《評価》

自然公園及び自然環境保全地域については、区域の維持・拡大に向けた現況調査を計画的に実施しており、順調に進捗している。

自然公園ビジターセンター等の利用者は、社会経済的要因による変動、特に東日本大震災の影響により減少したが、次第にその影響が薄れ持ち直してきており、今後の施策の推進により目標の達成を目指す。

自然公園については、公園ごとの現況調査を進めており、現況調査を終えた公園については、区域等の見直しを進めていきます。また、区域内では、法令に基づいて新たな開発行為の規制を行っており、引き続き自然環境の保全を図っていきます。

自然環境保全地域については、動植物等の変遷調査を行うとともに、関係市町村と連携し、地域の拡大に取り組みます。

自然公園ビジターセンター等の利用施設については、引き続き利用者が安全かつ快適に利用できるよう、再整備を進めます。

第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生

1. 現況と課題

森林や農地は、農林業の営みと自然との調和を図りながら維持され、環境の保全、災害の防止、多様な生物の生息の場としての機能はもとより、良好な景観の形成、余暇や教育の場の提供、伝統的な文化の継承等の多面にわたる機能を果たしてきました。

特に、集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草原から海岸、そして人との関わりの深い海域までの領域を一体的にとらえて「*里山里海」と呼びます。本県は、気候が温暖で海と川に囲まれ人の立入りを拒むような急峻な山岳を有していないことなどから、多くの貝塚に象徴されるように古くから豊かな里山里海が人々の暮らしを支えてきました。

しかしながら、高度経済成長期以降の急激な都市化・工業化の進行により、多くの森林や農地が住宅地や工業用地などに転換されました。

さらに、農業生産方式の変化等により森林や草原の経済的な利用価値が低下したことに加え、農林業の採算性の低下、林業生産活動の停滞などから、間伐等の手入れが不十分な森林や耕作を放棄された農地が増加し、*生物多様性の劣化など森林・農地が担ってきた様々な公益的機能が低下してきています。

また、県北部の印旛沼、手賀沼等の湖沼は、内水面漁業の場や農業用の利水・古くは肥料等の源となってきたところであり、本県を取り巻く沿岸域は、多様な生物を育てて良好な漁場を形成するとともに、水質を浄化し気象を緩和させる役割を果たしてきました。

こうした水辺環境は、人々が自然との調和を図りながら農業や漁業を営み暮らしてきたところであり、「*里沼」また「里海」とも呼べる空間です。

しかしながら、大規模な干拓や埋立てにより、印旛沼・手賀沼の水域は大きく減少し、東京湾岸に広がっていた干潟や浅瀬の多くが失われました。

また、九十九里浜では崖侵食防止対策の実施による砂の供給の減少により海岸侵食が進んでいます。

さらに、漁業資源の低迷や漁業経営の悪化に伴う漁業従事者等の減少等により、残された沿岸域の漁場環境の悪化が危惧されています。

里沼や里川を含む里山里海は、日本の原風景として人に癒しややすらぎを与える空間であり、生物多様性の面からも維持・保全し、次世代に引き継いでいかなければならない県民共通の大切な財産です。

また、森林は地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収源でもあります。

このため、農林業や漁業を営む人だけではなく、県民、NPO等の民間団体、事業者、土地所有者、行政など多様な主体の参加を得てその保全と再生に取り組んでいくことが必要です。

(1) 森林の現状

ア 森林の分布

本県の森林は、59%が県南部（夷隅、君津及び安房）の丘陵地に、残り41%が県北部（市原市及び長生郡以北）の台地及び台地斜面に分布しています。

森林の所有形態は民有林（公有林、私有林）が95%と大部分を占め、国有林はわずか5%にすぎません。

民有林の内訳は、公有林（県有林、市町村有林、財産区有林）が7%で、私有林が93%です。

林種別には、人工林が37%、天然林が48%、その他15%です。

人工林の構成は、スギ78%、ヒノキ15%、マツ5%、その他2%で、スギの57%、ヒノキの80%が南部に分布し、マツの78%が北部に分布しています。

天然林は、その62%が南部に分布しており、大部分はシイ、カシなどの常緑樹であり、北部ではコナラなどの落葉広葉樹が主体です。

イ 森林面積等

本県の24年度末における森林面積は、158,469haで全国第40位、森林率は全国平均

(67%) の約半分の31%で第45位です。

森林率を地区別に見ると、東葛飾地区が最も低く6%、夷隅地区が最も高く56%となっており、地区により著しい偏りが見られます。

県民1人当たりの森林面積は、256㎡で全国平均(1,967㎡)の13%という現状にあり、地区別には東葛飾地区が1人当たり11㎡と最も少なく、夷隅地区が2,937㎡と最も多くなっています。

県の森林は、依然として都市化の進展に伴い、都市的土地利用に転換されて減少傾向にあります。

ウ 保安林の現状

本県の保安林は、水源の涵養、災害の防止及び保健休養等を目的として18,692haが指定されており、環境保全に寄与しています。

(2) 農地の現状

本県の農地面積は148,602haであり、県土(約515,661ha)の28.8%を占めています。

農地面積のうち、田は85,672ha、畑は62,930haとなっています。

また、15年から24年の10年間で、6,999haの農地が減少しています。

なお、農地面積の中には、市街化区域農地が2,430ha含まれており、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域の性格から、これらの農地は近い将来農地以外に転用されることが見込まれます。(24年1月 固定資産概要調査)

(3) 湖沼・沿岸域の現状

本県の湖沼・沿岸域等の*公共用水域の水質は、「水質汚濁防止法」等法令の整備・強化、下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置促進等により改善してきています。

しかし、印旛沼、手賀沼、東京湾などの水の流動の少ない*閉鎖性水域では、*アオコの発生や*赤潮などによる*二次汚濁も見られ、*環境基準値の達成には至っていないことから、各種対策を重点的に実施しています。(第4章第3節「良好な水環境の保全」参照)

2 県の施策展開

(1) 健全な森林整備・保全対策の推進

ア 適切な森林管理・整備の推進

森林は、木材生産等の経済的機能に加え、水源かん養、山地災害の防止、保健休養等の多面的な機能を有しており、これら諸機能の発揮を通じて県民生活に深い関わりを持っています。

県民の森林に対する要請は、水源の確保や自然環境の維持とともに、森林浴、野外レクリエーション、環境教育の場等のほか、地球温暖化防止に貢献する二酸化炭素の吸収源としての機能も注目されるなど、多様化かつ高度化しています。

本県の森林は、首都圏に残された貴重な緑資源であることから、県民の要請に応えるためにはその保全と適正な管理が必要です。

農林水産省では「森林・林業再生プラン」を21年12月に公表し、これを反映して23年4月に「森林法」が改正され、7月に「森林・林業基本計画」「全国森林計画」が閣議決定されました。森林施業の集約化や路網整備の取組を推進し、木材自給率50%を目指すとともに、木材の安定供給や木質バイオマス資源の活用を推進しています。

(ア) 地域森林計画

全国森林計画に即して、適正かつ計画的な森林施策を推進するため、全県を2の計画区に分け、それぞれ5年毎に10年を1期とする*地域森林計画を策定しています。

本計画では、県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるものです。

また、市町村では地域森林計画に即して市町村森林整備計画を策定し、地域の実情に応じた森林整備を推進するための具体的な森林施策を定めています。